

積立式定期預金規定

1. 預入れの方法

- (1) この預金の預入れは、1回あたり3,000円以上300万円未満で千円単位とします。
- (2) この預金は、口座振替による預入れのほか、現金、小切手その他の証券類を、当行国内本支店のどこの店舗でも預入れができます。いずれの場合も、必ず通帳をご持参ください。
- (3) 現金自動預入機による預入れについては、1,000円券以上の券種により、1回あたり3,000円以上とし、現金自動預入機が現金を確認したうえで受入れます。

2. 口座振替による預入れ

- (1) 積立金引落口座、振替日、振替金額、振替方法等は、口座振替依頼書に記載のとおりとします。ただし、振替日において引落口座の預金残高が振替金額に満たないとき、または引落口座に貸越契約を行っている場合で、口座振替に際し貸越金が発生または増加するときは、通知することなく、口座振替は行いません。(貸越契約を行っている場合で、当座貸越極度額の範囲内のときに振替を行う旨追約した場合は除きます。)また引落口座の預金残高が振替金額に達した場合はいつでも口座振替を行います。
- (2) 積立金引落口座、振替日、振替金額、振替方法を変更する場合、ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ書面によって当行に届出てください。

3. 預入れの預金の取扱

- (1) この預金は、あらかじめ、満期日を指定することとし、各預入れまたは継続の都度、まとめ周期(まとめなしの場合は満期日)までの期間に応じた自由金利型定期預金〈M型〉(以下「スーパー定期」という)を作成し、この預金に預入れします。
- (2) 前項にかかわらず、預入日から預入日以降最初に到来するまとめ日までの期間が、1か月未満の場合は、次回まとめ日までの期間に応じたスーパー定期を作成し、この預金に預入れます。ただし、満期日までの期間が1か月未満の場合には、この預金の預入れは行いません。

4. まとめ周期

この預金は、初回積立預入時にあらかじめ指定されたまとめ周期を通帳に記載し、まとめ周期を経過した当日に当該期間に預入された預金を一口にまとめて再預入します。

5. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日または継続日からまとめ日の前日までの期間について、預入日または継続日に通帳に記載された利率によって、6か月複利の方法で計算します。
- (2) 継続を停止した場合における利息は、まとめ日以降にこの預金とともに支払います。なお、まとめ日以降の利息は、まとめ日から解約日または継続日の前日までの日数について解約日または継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第4条第1項によりまとめ日前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第4条第4項により解約する場合の利息は、預入日または継続日から解約日前日までの日数について、預入期間に応じた別途定める自由金利型定期預金〈M型〉規定の解約利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年365日として日割で計算します。

6. 預金の支払時期

この預金のうち、通帳記載のまとめ日が同一の定期預金は、全てそのまとめ日にその定期預金を自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金の支払はこの預金口座の開設時にあらかじめ指定された次のいずれかによるものとします。

- A 元金および利息は、別口の指定口座に振替入金する。

- B 元金および利息とも、あらかじめ指定する期間のスーパー定期を作成し、別口の定期預金口座に振替入金する。
- C 元金および利息とも、次回まとめ日までの期間に応じたスーパー定期を作成し、この預金口座へ組み入れる。また、満期日には、あらかじめ口座をご指定いただいている場合、元金および利息とも指定口座に入金する。

なお、定期預金を自動的に解約する際は、通帳および払戻請求書の提出は不要なものとして取扱います。

7. 預金の解約、継続

この預金を前記第6条のまとめ日に自動解約する以外の方法で解約または継続するときは、定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第4条各項により取扱います。

以 上

(2020年4月1日現在)